(新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催)

# 令和3年度

# 第2回長野市国民健康保険運営協議会

資料

長野市保健福祉部 国民健康保険課 医療連携推進課 資料1 令和元年東日本台風災害及び新型コロナウイルス感染症への対応

・・・1~5ページ

**資料2** 保健事業の実施状況について・・・・・・・・6~11ページ

資料3 令和4年度長野市国民健康保険事業計画(案)・・・・12~18ページ

**資料4** 令和4年度長野市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(案)概要・・・19~21ページ

資料5 令和4年度長野市国民健康保険特別会計(直診勘定)予算(案)概要・・・22ページ

## 令和元年東日本台風及び新型コロナウイルス感染症への対応

#### 1 令和元年東日本台風災害

#### (1) 保険料の減免

被災された方のうち国の財政支援制度に基づく減免基準に該当する方について、保険料の減免を行った。

8 所属共通の特別様式による減免申請書を新たに作成し、関係所属窓口及び 市内各支所窓口で受付を行った。

#### ① 減免の基準

主たる生計維持者が以下の被害を受けた場合、減免の対象となる。

#### ア 住宅の損害

被災区分		減免率
全壊		10/10
大規模半壊・半壊		1/2
一部損壊	床上浸水	1/2
一部損暴	床下浸水	減免対象外

#### イ 死亡、行方不明または重篤な傷病を負った場合

区 分	減免率
死亡・行方不明、重篤な傷病	10/10

#### ウ 廃業・失業・収入減少

区 分	減免率		
廃業・失業	10/10		
収入減少	10/10 · 8/10 · 6/10 · 4/10 · 2/10		

- ※「住宅の損害」の被災区分は資産税課発行の「罹災証明書」に基づく
- ※「収入減少」は前年の事業収入の10分の3以上の減少等の所得要件あり
- ※「死亡、行方不明等」及び「廃業・失業等」は国民健康保険課へ申請

#### ② 対象となる保険料

令和元年度分(災害救助法が適用された令和元年10月12日以降に納期限が設定 されているもの)

令和2年度分(令和2年4月分から9月分までに相当する月割り保険料)

#### ③ 財政措置

減免額分については、全額国の財政支援

#### (2) 一部負担金の免除

被災された方のうち免除要件に該当する方については、医療機関等の窓口での一部負担金(自己負担額)の免除を行った。

### ① 免除対象者及び免除期間

免除対象者	主な生計維持者が次の被害を受けた場合 ・住家が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水を被った場合 ・死亡、行方不明又は重篤な傷病を負った場合 ・廃業、失業、現在収入がない方などの場合
免除期間	令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 12 月末まで

#### ② 一部負担金の還付について

免除対象となる方が、すでに医療機関等の窓口で一部負担金を支払った場合 については、還付申請書の提出により還付を行っている。

#### ③ 財政措置

- ・令和2年9月診療分までの免除額は、国の財政支援(10/10)
- ・令和2年10月~12月診療分の免除額は、県の財政支援(8/10)

### (3) 徵収猶予

被災され、事業を廃止または休止したなどの理由で、保険料の納付が困難 である場合には、申請により保険料の徴収猶予を行った。

#### 2 新型コロナウイルス感染症

#### (1) 保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する等した方のうち、国の財政支援制度に基づく減免基準に該当する方について、保険料の減免を行った。

#### ① 減免の基準

主たる生計維持者が以下のいずれかに該当するに至った場合、減免の対象となる。

#### ア 死亡または重篤な傷病を負った場合

区 分	減免率	
死亡、重篤な傷病	10/10	

#### イ 廃業・失業・収入減少

区 分	減免率
廃業・失業	10/10
収入減少	10/10 · 8/10 · 6/10 · 4/10 · 2/10

<sup>※「</sup>収入減少」は前年の事業収入の10分の3以上の減少等の所得要件あり。

#### ② 対象となる保険料

令和元年度分(令和2年2月1日以後に納期限があるもの)

令和2年度分(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある もの)

令和3年度分(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある もの)

#### ③ 財政措置

全額国の財政支援

#### (2) 傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染した等により、労務に服することができない国保被保険者に対し、基準に沿った手当金を支給する。

#### ① 支給対象者

被用者(給与の支払いを受けている者)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者で、労務に服することができず給与等の支払いがない者

#### ② 適用期間

令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間

### ③ 財政措置

全額国の財政支援

### (3) 徴収猶予

原則として減免の申請をした者で、事業を廃止または休止したなどの理由で、保険料の納付が困難である場合は、申請により保険料の徴収猶予を行っている。

#### 保険料の減免等の実績 (R元~3年度の計)

令和4年1月31日現在

#### 1 令和元年東日本台風

#### (1) 保険料減免

項目		減 免 率	世帯数	金 額 (円)
死亡・行方不明、重篤な傷病		10/10	0	0
被	全壊	10/10	428	66, 091, 589
災	大規模半壊・半壊	1 / 2	562	46, 161, 415
区公	床上浸水	1/2	9	605, 819
	被災 計		999	112, 858, 823
収入減少		前年の合計所得金額に応 じ減免	4	377, 883
廃業・失業		10/10	0	0
	合 計		1, 003	113, 236, 706

(2) 一部負担金免除 1,025世帯 182,660,503円

(3) 徴収猶予

1世帯 171,840円

#### 2 新型コロナウイルス感染症

#### (1) 保険料減免

項目		項目	減 免 率	世帯数	金 額 (円)
死亡、重篤な傷病		亡、重篤な傷病	10/10	0	0
		300万円以下	10/10	813	158, 546, 378
収	前年	400万円以下	8/10	75	32, 287, 864
入減	所得	550万円以下	6/10	40	15, 253, 279
少	額	750万円以下	4/10	25	9, 444, 630
		1,000万円以下	2/10	6	1, 072, 412
収入減少 計		収入減少 計		959	216, 604, 563
廃業・失業		廃業・失業	10/10	14	3, 711, 022
合 計		合 計		973	220, 315, 585

(2)傷病手当金給付

25人 2, 123, 735円

(3) 徴収猶予(延べ) 494世帯 159, 284, 902円

## 保健事業の実施状況について

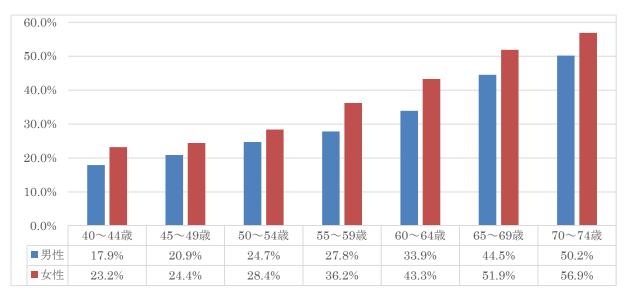
#### 1 特定健診・特定保健指導

#### (1) 特定健診受診率·特定保健指導実施率

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
特定健診受診率	47.3%	47.6%	47.2%	47.2%	43.8%
特定保健指導実施率	20.4%	26. 2%	34.8%	37.9%	43.5%

令和3年度は令和4年10月確定

#### (2) 男女·年代別特定健診受診率(令和2年度)



令和2年度の健診の状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の受診控え等の影響を大きく受けて、受診率は3.4ポイント減という経験したことのない値となりました。

中核市の中では6位となっていますが、約半分以上の人が健診を受けていない状況です。

年代別受診率は、40歳代は17~20%台ともっとも低く、年齢とともに受診率が増加しています。 また、男性は女性に比べ受診率が低くなっています。

生活習慣病の発症及び重症化予防のために、健診は全員に受診していただけるよう様々な機会をとらえ受診勧奨を行う必要があります。

#### (3) 受診率向上の取組

#### ア 41歳の未受診者に対する受診勧奨はがきの送付

特に特定健診受診率が低い 40 歳代の受診率を向上するため、今年度 41 歳で前年度特定健診の受診がなく、医療機関での治療もしていない者 186 人に受診勧奨のはがきを送付しました。 そのうち、受診につながった者は 10 人、5.4%でした。

#### イ 受診勧奨電話の実施

特定健診の受診率が40歳代に次いで低い50歳代の受診率を向上するため、今年度50歳代で平成30年度に特定健診を受けたが、その後2年連続して受けていない181人に対し、7月から8月、電話による勧奨を行い、電話が通じた者は122人(65.9%)でした。

受診状況回答内容	人数 (人)	割合 (%)	R4. 2. 10 時点の受診確認者 (人)
① すでに受診済み	9	7. 4	7
② 受診の予定あり	45	36. 9	18
③ 受診しない	14	11. 4	1
④ 検討中	45	36. 9	6
⑤ 回答なし	9	7. 4	6
留守番電話にて受診勧奨			5

2年間未受診であった理由としては、①治療中18人 ②時間がない13人

③職場で受けた10人 ④コロナ感染等が怖い10人 ⑤忘れていた8人等でした。

#### ウ 集団健診の実施

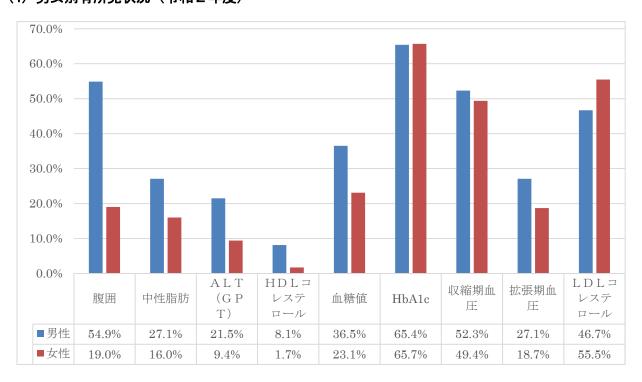
令和3年12月に令和3年特定健診未受診者のうち2,641人に対して、受診勧奨通知を送付し、電話と電子申請サービスで申込を受付。4日間で233人の受診がありました。

日 程	場所	申込者数 (人)	受診者数 (人)
令和4年2月1日(火)	北部保健センター	84	71
2日 (水)	安茂里公民館	57	52
3 目 (木)	長野県健康づくり事業団	69	56
4 月 (金)	文判別院は成づくり事業団	60	54
	合計	270	233

#### エ 令和4年度の受診率向上に向けた取組

令和4年度からの健診実施期間は、今までの6月1日~9月30日を5月10日~10月15日まで、1か月延長することにしました。また、健診項目に心電図検査を追加することになりました。

#### (4) 男女別有所見状況(令和2年度)



#### 有所見の判定値

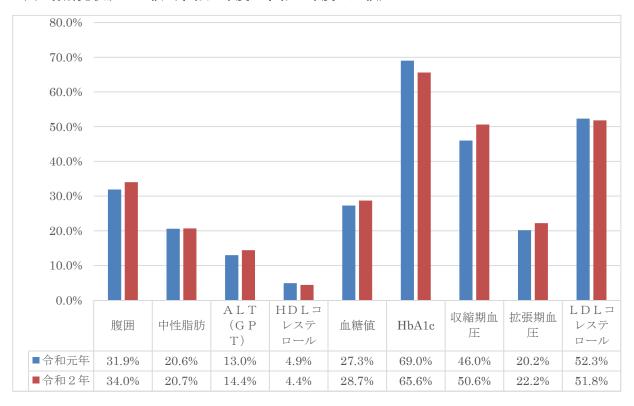
腹囲:男性85cm・女性90cm以上、中性脂肪:150 mg/d1以上、ALT (GPT);31以上 HDLコレステロール:40 mg/d1未満、血糖:空腹時血糖100 mg/d1以上または随時血糖140 mg/d1以上、HbA1c:5.6%以上、収縮期血圧:130mmHg以上、拡張期血圧:85mmHg以上、

LDL コレステロール: 120 mg/dl 以上

有所見状況では、男女とも HbA1 c 5. 6%以上の人が 65%を占め、LDL コレステロール高値と高血圧が続いています。

男性の腹囲 85 cm以上の割合が半数以上を占めており、内臓脂肪の蓄積による血管内皮障害のリスクが高い状況となっています。メタボリックシンドローム及び予備群該当者への保健指導の実施が重要となるため、実施率を上げていく必要があります。

#### (5) 有所見状況の比較(令和元年度・令和2年度の比較)



令和元年度と令和2年度の有所見状況では、HbA1cが3.4ポイント減少しましたが、腹囲は2.1ポイント増加し、収縮期血圧は4.6ポイント・拡張期血圧も2ポイント増加となりました。コロナ禍における運動不足や、体重増加の影響が考えられます。

#### 2 令和3年度 30歳代の国保健診・保健指導

#### (1) 健診受診率・保健指導実施率

	令和3年度 (令和3年12月末現在)
受診券発送数	4,733 人
受診者数	737 人
健診受診率	15.6 %

受診率: 受診者数/受診券発送数

保健指導対象者:

特定保健指導と同基準で抽出

有所見判定値:

肥満:BMI25以上 痩せ:BMI18未満

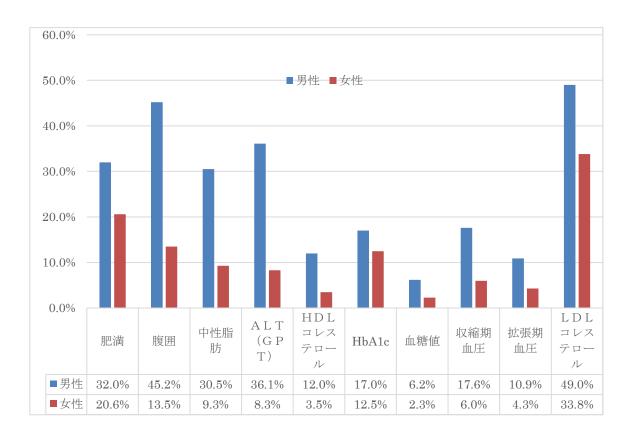
その他:特定健診有所見判定値により抽出

保健指導対象者	126 人
保健指導実施率	43.9%

令和2年度より、2.1 ポイント受診率を伸ばすことが出来ましたが、まだまだ低い状態が続いています。40歳からの特定健診受診率を向上させるためにも、自覚症状のないうちから毎年身体のチェックを行い、生活習慣病を予防していく大切さを伝えていく必要があります。

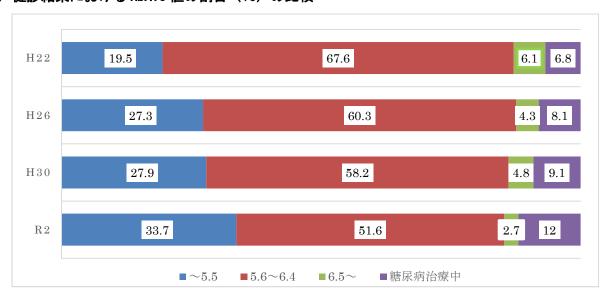
健診結果からは、特に男性で肥満者が多く、LDL コレステロールの有所見率は、特定健診受診者とほぼ同じ数値となっています。若いうちから血管を傷めると、生活習慣病を発症し、重症化するリスクも高くなることから、特定保健指導と同じ基準で対象者を抽出し、保健指導を行っています。

#### (2) 30歳代の国保健診男女別有所見状況(令和3年度)



#### 3 糖尿病性腎症重症化予防

#### (1) 健診結果における HbA1c 値の割合 (%) の比較



令和2年度の結果では、 $HbA1c5.6\%\sim6.4\%$ の「糖尿病予備群」は、平成30年度から6.7ポイント減少し、51.6%となりました。糖尿病が強く疑われるHbA1c6.5%以上の者は2.1ポイント減少し2.7%となりました。糖尿病治療中の割合は2.9ポイント増加し12%となりました。

HbA1c6.5%以上の未治療者や、治療中断者への受診勧奨を行ってきたことにより、未治療者が 医療に結び付いた可能性があります。

正常域である HbA1c5.5%以下の者の割合は、この 10 年間で 14.3 ポイント増加し、「ベジライフ宣言」等を活用した普及・啓発の成果と考えられます。

#### (2) 糖尿病重症化予防の取組実績(令和2年度)

#### HbA1c6.5%以上未治療者への受診勧奨

	人数	割合	備考						
対象者数	679 人	100.0%							
保健指導実施数 (実施率)	450 人	66. 3%							
医療機関受診あり (率)	201 人	29.6%	保健指導の結果医療機関を受診した者						

#### HbA1c7.0%以上治療中の者への保健指導

	人数	割合	備考
対象者数	269 人	100.0%	
面接実施数	209 人	77.7%	
保健指導実施希望者数 (連絡票配布数)	107 人	39.8%	面接実施者のうち、保健指導を希望した者
保健指導実施適当返書数 (実施者数)	47 人	17. 5%	希望者が主治医に連絡票を渡し、保健指導を 行うことが「適当」であると返書があり、保 健指導を行った者

長野県が平成29年度に策定した糖尿病重症化予防プログラムに準じてHbA1c6.5%以上の人には医療機関への受診勧奨を行い、HbA1c7%以上の治療中のハイリスク者に対しては医療機関と連携を図りながら保健指導を実施しました。

受診勧奨を実施した者の約5割は医療機関への受診につながりました。

#### (3) 糖尿病重症化予防の関わり後の改善状況

令和元年度に保健指導を行った者の令和2年度特定健診結果の改善状況

		改善	変化なし	悪化
HbA1c 減少		10人 (33.3%)	20人 (66.7%)	0人(0%)
	うち7%未満	10人 (33.3%)	_	_
尿たんぱ。	くの改善	12人 (40.0%)	11 人(36.7%)	7 人 (23.3%)
	うち (±)	4人 (13.3%)	4人 (13.3%)	_
	うち (-)	8人 (26.7%)	1人(3.3%)	_

HbA1c 7%以上の治療中のハイリスク者のうち、医療機関から「保健指導実施が適当」とされた 47人に保健指導を行いました。この結果、HbA1c が 7%未満に改善した者 33.3%、尿たんぱくの検出量が減少した者 40%と成果が見られました。

#### 4 後期高齢者保健指導

国民健康保険法において、保健事業は、高齢者の保健事業及び介護保険法に規定される地域 支援事業(介護予防事業)と一体的に実施するよう努めるものとされていることから、今年度 新たに国民健康保険課において開始した事業です。

初年度である令和3年度は、市内32地区のうち、高血圧未治療者が特に多い地区と、高齢化率の高い中山間地域を中心に14地区で取り組みました。

#### (1) 主な事業内容

従前の糖尿病重症化予防に加え、高血圧重症化予防の保健指導を実施しています。 国民健康保険加入時の健診・医療のデータを活用し、後期高齢者医療制度加入後も切れ目の

国民健康保険加入時の健診・医療のアータを活用し、後期局齢者医療制度加入後も切れ自なく、一人ひとりの心身の状況に応じた支援メニューを提案しています。

#### (2) 今年度の事業実施状況

ア 家庭訪問による保健指導実施状況

(1月20日現在)

	後期高	齢者医療制度	加入者	国月	民健康保険加力	人者
	対象者数	実施者数	延べ数	対象者数	実施者数	延べ数
高血圧保健指導	462 人	374 人	390 人	212 人	164 人	209 人
糖尿病保健指導	139 人	104人	141 人	(糖尿病性	生腎症重症化于	予防事業)

#### イ 地域の集まりの場で行う健康教室等

開催回数 85 回 参加者数 1,806 人

(1月20日現在)

#### (3) 令和4年度の実施予定

国は令和6年度までにすべての市町村の実施を目指しています。

長野市では、令和4年度には市内23地区で実施し、令和5年度には市内全域での実施を目指します。

## 令和4年度 長野市国民健康保険事業計画(案)

保健福祉部 国民健康保険課

#### 第1 はじめに

国民健康保険会計における決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰入金は、その計画的な削減・解消が求められており、本市では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「長野市国民健康保険事業第一期財政健全化計画」を作成の上、取組を進めてきた。

令和3年度は、財政健全化計画に沿って、収納率向上を目指した収納対策 や保険給付費の抑制などの保険者努力事業を推進することで、歳入の確保と 歳出の抑制に努め、計画を上回る法定外繰入金の削減ができる見込みである。

計画の最終年度となる令和4年度においても、前年度に引き続いて、具体 的な取組を行うとともに、国民健康保険事業の安定・健全化を進めるもので ある。

#### 第2 基本方針

市民が必要な医療サービスを安心して受けることができるよう、国民健康保険の被保険者の届出の窓口として、資格の管理、被保険者証の発行、保険料の賦課・徴収、保険給付の決定・支給などを適正に行う。

また、「長野県国民健康保険運営方針」及び「長野市国民健康保険事業第一期財政 健全化計画」に基づき、収入面では保険料の未収金対策に努めて必要な財源を確実に 確保し、支出面では増え続ける医療費抑制に向けて健康づくり事業の推進及び医療費 の適正化に積極的に取り組むことにより、一般会計からの法定外繰入金について、前 年度比1億円の削減を図り、決算補填分については完全に解消する。 令和4年度は、次の6項目を主要事業として取り組む。

- 1 マイナンバー連携の活用による資格管理及びシステム標準化への対応
- 2 医療費適正化対策の推進
- 3 健康づくり事業の推進
- 4 収納率向上対策の推進
- 5 第二期財政健全化計画の作成
- 6 新型コロナウイルス感染症の被保険者に対する影響への対応

#### 第3 主要事業

- 1 マイナンバー連携の活用による資格管理及びシステム標準化への対応
  - (1) 適正な資格管理と保険料の賦課
    - ア 加入状況確認調査等による適正な資格管理と保険料の賦課

マイナンバーシステムから定期的に提供される資格の重複者リストを活用 した、資格喪失等必要な事務処理を行う。また、所得未申告者等を対象に所 得調査を行い、適正な保険料賦課を実施する。

イ 居所不明被保険者の資格確認

居所不明被保険者に係る資格の適正化事務取扱要領に基づき、適用の 適正化を図る。

- (2) システム標準化への対応
  - ア 市町村事務の標準化への対応

令和5年度に一部が運用開始される「地方公共団体情報システムの標準化」に向け、情報の収集・共有に努め、令和7年度の国民健康保険標準システムの運用開始に備える。

イ マイナンバーカードの被保険者証利用への対応

マイナンバーカードの保険証利用に関する周知を引き続き行うとともに、 令和 4 年 6 月開始予定の保険証利用申込に伴うマイナポイント付与に

ついて、適切に対応する。

#### ウ 行政DXへの対応

申請手続きのオンライン化等の行政DXについて、庁内関係所属と連携を 図り、遅滞なく推進する。

#### 2 医療費適正化対策の推進

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進、レセプト点検の実施、重複服薬者に対する適正受診等の取組を推進する。

#### (1) ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック医薬品に切替えた場合、100円以上の差額が発生する者に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ(後発医薬品差額通知)」を年2回通知するほか、新たに加入した被保険者に対して、被保険者証の発送の際に ジェネリック医薬品希望シールを同封する。また、対象薬剤を増やし更なる利用促進につなげる。

#### (2) レセプト点検及び療養費審査の実施

国保連合会が審査支払機関として行う一次点検に加え、保険者として調剤 及び医科並びに調剤及び歯科の突合・縦覧・点検などの二次点検と療養費の適 正な 審査を実施する。

#### (3) 重複服薬者に対する適正受診への取組

3か月以上、同一月に複数の医療機関より同一薬効かつ同一成分の医薬品を処方されている重複服薬者に対し、適切な薬の服用について通知・指導し、 適正受診につなげる。

#### (4) 医療費通知の発送

医療費総額・自己負担額等をお知らせする医療費通知について、全ての月の受診分を年3回に分け発送し、受診状況と医療費への理解をより深めてもらう。

#### (5) 返納金の未収額抑制

社会保険への加入等による国保の資格喪失後の受診などの不当利得者に対する返納金について、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」

に基づき徴収する。また、保険者間調整制度の活用により未収額の抑制を図る。

(6) 第三者行為に対する適正な求償の取組

国保連合会から提供される「第三者行為求償対象候補一覧表」、「第三者 行為疑い対象者リスト」及び各消防署に提供を依頼している「救急搬送一覧表」 により、交通事故など第三者から傷病を受けた疑いのあるものを洗い出し、対 象となる被保険者本人へ照会を行い、該当する場合は、加害者等に対し適正な 求償を行う。

#### 3 健康づくり事業の推進

- (1) 特定健診·特定保健指導
  - ① 特定健診
    - ・個別健診実施期間を5月10日から10月15日までとして1か月延長して実施する。
    - ・健診項目に心電図検査を追加し、受診者全員に実施する。
    - ・個別健診未受診者を対象に、2月に集団健診を実施する。
  - ② 特定健診受診勧奨の実施
    - ・保健センター及び住民自治協議会などと連携して、受診勧奨の 啓発活動を行う。
    - ・対象を絞って、電話、はがきによる受診勧奨を行う。
    - ・特定健診受診者及び人間ドック受診補助券申請者に、フィット ネス体験チケットを配布する。
  - ③ 特定保健指導の実施率向上
    - ・保健師又は管理栄養士が家庭訪問により実施
    - 集団健診当日に特定保健指導初回面接を実施
- (2) 30歳代の健康診査・保健指導

若年期からの健康管理と生活習慣病予防の意識づけを図るため、任意 事業として30歳から39歳までの被保険者に対して特定健診・特定保健 指導に準じて健康診査・保健指導を実施する。

- (3) 人間ドック・脳ドック受診助成事業 特定健診の一環として、ドックの受診料の一部を補助する。
- (4) 糖尿病・高血圧重症化予防 糖尿病・高血圧の重症化を予防するために下記の事業を行う。
  - ① 受診勧奨判定値の者及び治療中断者に対し、訪問又ははがきにより 受診勧奨を行う。
  - ② 治療中のハイリスク者に対して、かかりつけ医等と連携し保健指導を実施する。
  - ③ 経年的に作成している保健指導対象者台帳を活用し、経過を確認しながら必要な保健指導を継続する。
- (5) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けた取組

国民健康保険法の改正により「市町村は国民健康保険の保健事業について 後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の地域支援事業と一体的に実施する よう努めるものとする。」とされたことを受けて実施している。

令和3年度は、国民健康保険課に事業全体の企画調整を行う保健師1名を配置し、市内14地区で事業に着手した。令和4年度は更に職員体制を充実させるとともに、23地区に拡大する。

① 地域の健康課題の分析及び関係機関との連絡調整

国保データベースシステムを活用し、国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者の健診データ、医療及び介護レセプト、要介護認定情報等を把握・分析することで、地域の健康課題や保健指導対象者を明確化し、関係団体と情報共有、連携を図る。

- ② ハイリスク者(特に高血圧)に対する保健指導及び地域に出向いた健康教育・健康相談を実施する。
- ③ 保健指導対象者個々の心身の状況に応じて必要な医療や介護サービスに 繋げる。

#### 4 収納率向上対策の推進

(1) 現年度分保険料の徴収

◇第一期健全化計画の令和4年度目標収納率は93.55%

ア 口座振替の推進

- ① 市税等を中心に導入した Web 口座申込の周知を図る。
- ② 振替不能者の再振替を実施する。
- ③ 口座振替未登録者に対し案内等を強化し、口座振替登録率向上を図る。
- イ キャッシュレス決済導入の周知 市税等に合わせて導入したPayPay、LINEPayの周知を図る。
- ウ 国民健康保険指導員による滞納者への早期納付勧奨 新型コロナウイルス感染症防止のため、インターホンにより対話す る等訪問先に配慮しながら、滞納額が少額のうちに訪問納付勧奨を行 い、滞納の早期解消を図る。
- (2) 滞納繰越分保険料の徴収

催告書の発送等により滞納者との折衝の機会を確保するとともに、 悪質な滞納者には、差押え等の滞納処分を行い、収納率向上に努める。 ◇第一期健全化計画の令和4年度目標収納率は22.00%

ア 折衝の機会の確保と納付相談・指導

短期有効期限被保険者証及び被保険者資格者証の交付など接触の機会の確保に努めるとともに、個別の事情に応じた納付相談・指導を実施する。

イ 差押え等の滞納処分の実施

資力がありながら納付意識が低い、いわゆる悪質滞納者には、 預貯金及び生命保険等を中心に差押えを実施する。

ウ 大口滞納者や徴収が困難な滞納案件の対応

精査の上、長野県地方税滞納整理機構に引き継ぎ、効率的な滞納整理を進める。

#### 5 第二期財政健全化計画の作成

令和3年度は、第一期財政健全化計画に沿って、収納率向上を目指した収納対策や保険給付費の抑制などの保険者努力事業を推進することで、 歳入の確保と歳出の抑制に努め、計画を上回る法定外繰入金の削減ができる見込みである。

計画の最終年度となる令和4年度においても、前年度に引き続いて、具体的な取組を行うとともに、国民健康保険事業の安定・健全化を進めるものであることから、令和4年度の料率改定については再度見送ることとする。

県では、令和10年度頃を目途に料率等の県内統一に向けたロードマップを昨年度 作成し、検討に着手している。

このようなことから、令和4年度は、県内統一までの健全財政の維持と本市国保の財政運営の指針となる令和5年度から9年度までの5か年を計画期間とする「長野市国民健康保険事業 第二期財政健全化計画」を作成する。

計画作成に当たり以下の事項等を勘案し、検討を行う。

- (1) 年度別、年齢階層別の被保険者数の推計
- (2) 医療費の推計
- (3) 収支の推計
- (4) 長野圏域他市町村の状況

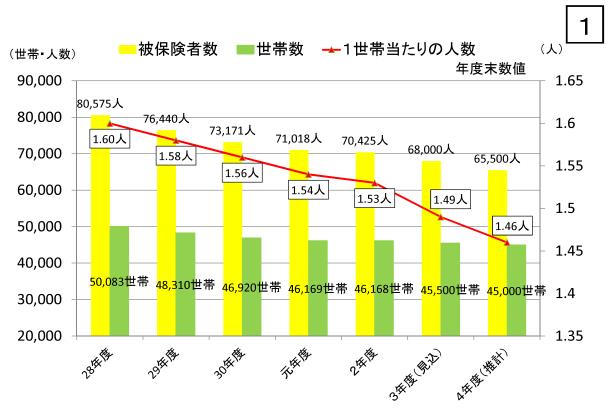
#### 6 新型コロナウイルス感染症の被保険者に対する影響への対応

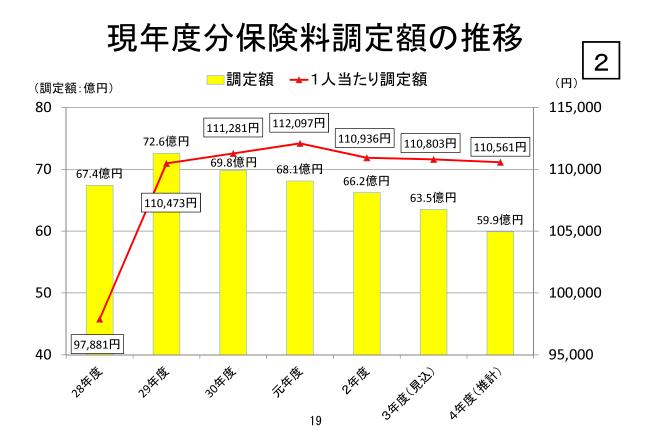
令和4年度の保険料減免については、国・県の動向を注視し、国の方針が確定次 第速やかに対応する。

また、令和3年度に引き続き徴収猶予を含め、きめ細かに納付相談に応じる。

世帯数・被保険者数の推移

資料 4





# 保険給付費実績の推移

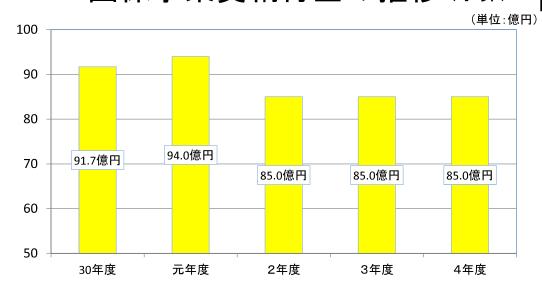
3

(令和3年度は見込、4年度は推計)



# 国保事業費納付金の推移 (予算)

<u>\_\_</u>



団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により被保険者が減少する一方で、高齢化による医療費の増加に伴う保険給付費の増が見込まれる。

県では、令和4年度分の算定には、コロナ禍の影響を加味して、 令和2年度の診療費の実績を使用せず、令和元年度の実績を使用 して算定している。

## 令和4年度 国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(案)概要

	歳	人								(単位:千円)
	科	目	区	分		4 年度 当初予算額 A	3年度 当初予算額 B	差 引 A - B	増減率%	備考
1	国民	; 健	康	保険	料	5,780,914	5,916,042	Δ 135,128	△2.3%	
2	使 用	料力	及 ひ	手 数	料	3,240	3,540	△ 300	△8.5%	督促手数料等
3	围	庫	支	出	金	161	161	0	0.0%	東日本大震災に係る災害臨 時特例補助金
4	県	支		出	金	24,163,944	23,778,219	385,725	1.6%	保険給付費等交付金 保険者努力支援交付金等
5	財	産		収	入	2,089	1,471	618	42.0%	基金の積立利子
		_	般	会	計	2,616,505	2,708,685	△ 92,180	△3.4%	
	繰		≧外分			200,000	300,000	△ 100,000	△33.3%	
6	入金	(法5	≧•基≥	隼内分)		2,416,505	2,408,685	7,820	0.3%	
	214	基			金	200,000	300,000	△ 100,000	△33.3%	支払準備基金からの繰入
				計		2,816,505	3,008,685	△ 192,180	△6.4%	
7	繰		越		金	576,670	271,306	305,364	112.6%	前年度繰越金
8	諸		収		入	40,476	40,575	△ 99	△0.2%	延滞金、第三者納付金等
9	財政領	安定·	化基	金借入	、金	1	1	0	0.0%	
	歳	入		合	計	33,384,000	33,020,000	364,000	1.1%	

歳 出 (単位:千円)

	川火	Щ									(十四:111)
		科	目	区	分		4 年度 当初予算額 C	3 年度 当初予算額 D	差 引 C - D	増減率%	備考
1	総		矜	Ķ h		費	452,426	446,029	6,397	1.4%	職員人件費 国保事業事務費
2	保	険	糸	<u>`</u>	付	費	23,933,881	23,589,881	344,000	1.5%	
3	国国	健康	保険	事業	費納付	寸金	8,502,155	8,502,709	△ 554	△0.0%	県への納付金
4 財政安定化基金拠出金			出金	1	1	0	0.0%				
5	保	健	事	Ī	業	費	393,328	362,989	30,339	8.4%	
6	積		7	Ĺ		金	2,089	1,471	618	42.0%	運用利子の積立
7	諸	3		Н	H .	金	95,120	111,920	△ 16,800	△15.0%	保険料還付金等
8	予		俳	ŧ		費	5,000	5,000	0	0.0%	
	歳	E	Ц	2	<u> </u>	計	33,384,000	33,020,000	364,000	1.1%	

(単位:千円)

	30年度決算額	R元年度決算額	R2年度決算額	R3年度予算額	R 4 年度予算額
基金残高(年度末)	1, 221, 794	1, 223, 712	1, 226, 693	1, 129, 673	931, 762
一般会計繰入金	3, 305, 581	3, 228, 744	3, 055, 520	2, 708, 685	2, 616, 505
うち法定外分	816, 594	750, 000	400, 000	300, 000	200, 000

## 令和4年度国民健康保険特別会計(直診勘定)予算概要

信里診療所(内科·歯科) 信更診療所(内科·歯科) 戸隠診療所(内科·歯科) 診療所 电無思診療所 + 図診療所 中条診療所

診療所 鬼無里診療所 大岡診療所 中条診療所 (8施設) 鬼無里歯科診療所 大岡歯科診療所

歳 入 (単位:千円)

						(単位:千円)
款		令和4年度 当初予算額 (案)	令和3年度 当初予算額	増減額	増減率	備考
1 診療	収 入	310,714	313,588	△ 2,874	△0.9%	診療報酬収入 一部負担金収入 諸検査収入
2 使用料及	び手数料	1,933	2,304	△ 371	△16.1%	診断書等文書作成手数料
3 県 支	出金	1,664	4,624	△ 2,960	△64.0%	医療機器整備費補助金(戸隠、中 条)
4 財産	収 入	1,389	1,608	△ 219	△13.6%	中条歯科診療所賃貸料
	一般会計	124,080	124,381	△ 301	△0.2%	収入不足額の長野市負担分
5 繰入金	事業勘定	53,500	50,300	3,200	6.4%	国保特別調整交付金(運営費分)
	計	177,580	174,681	2,899	1.7%	
6 繰 走	竣 金	1,000	1,000	0	0.0%	前年度繰越額
7 諸 4	7 諸 収 入		6,295	△ 4,875	△77.4%	雑入
8 市	8 市 債		15,100	△ 2,400		過疎債(中条診療所駐車場整備工 事等)
歳入	合 計	508,400	519,200	△ 10,800	△2.1%	

ᆂ	ш
尿区	Ф

(単位:千円)

_									(平位:11]/
			款		令和4年度 当初予算額 (案)	令和3年度 当初予算額	増減額	増減率	備 考
	1	総	務	費	293,945	291,958	1,987	0.7%	職員人件費、施設管理・運営費
	2	医	業	費	208,180	222,709	△ 14,529	△6.5%	医療機器、医薬品·衛生材料費、臨 床検査委託料等
	3	公	債	費	6,175	4,433	1,742	39.3%	過疎債の償還
	4	予	備	費	100	100	0	0.0%	
		歳	出合	計	508,400	519,200	△ 10,800	△2.1%	

